定年延長や港芽洗適用拡大で回答前進

中央港湾団交仮合意でスト解除、産別賃金問題は労働委員会の場へ



仮 協 定

- 1. 雇用基盤と港湾労働の安定について
- (1)認可料金制度の復活は、労使の政策課題として位置づけ、共同で関係行政は じめ関係先に要請するなど、その目的達成に向け具体的に取組むこととす
- (2)港湾労働秩序の維持、港湾労働者の福利厚生の充実のために、港湾労働法の 全港・全職種適用について合意する。このため、法改正も視野に入れた全港 ・全職種適用への課題の整理、課題克服の要件と解決策などを港労法問題労 使検討委員会において検討する。
- (3)「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」について
 - ①港頭地区における物流施設は、港運事業者の業域であり、かつ港湾労働者 の職域である。雇用の場の拡大の立場から、これらの物流施設が港湾倉庫 或いは特定港湾倉庫とされることが望ましい。このため事前協議制度の運 用や、雇用秩序維持の労使パトロールを通じて、港湾倉庫・特定港湾倉庫 の指定の拡大に取り組むこととする。又、マルチテナント方式施設の港湾 倉庫・特定港湾倉庫の指定の実態について、その実情調査を行う。
 - ②一方、2020年度から新たに施行される予定の「港湾雇用安定等計画」の策 定に際し、港湾倉庫・特定港湾倉庫指定のあり方、港湾労働法の全港・全 職種適用問題、或いは、港湾労働法と港湾運送事業法の整合などについて 労使が一致して問題提起していけるよう、検討する。
- (4)いわゆる「原則、日雇不使用」協定の実効性を高めるため、港湾労働者派遣 制度の活用を目的とする具体的方策の検討機関として専門委員会を設け協議 する。
- 2. 船社のアライアンス再編等による雇用と就労への影響に対する措置について (1)船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、20 17年3月1日付議事録確認に基づき、中央・地区事前協議制度の運用強化を 図り、雇用と職域の確保に努める。
- (2)又、オーシャンネットワークエクスプレス関係のアライアンス関始に伴い、 中央事前協議会は雇用不安の有無等について小委員会で検証を行い、その結 果について必要に応じ反映し得る措置を講ずることとする。
- 3. 春闘協定等の産別労使合意にもとづく継続課題の促進について
- (1)インランドデポなどドライポートの港運事業への影響については、地区雇用 対策委員会において調査し、労使政策委員会がその調査結果を精査した上 で、必要に応じ港運労使の政策提言として取り組む。
- (2)改正SOLAS条約に対応する港湾施設(看貫場の設置)整備、並びに、渋滞 解消のためのインフラ整備に向けた労使の政策提言については、労使政策委 員会で引き続き協議する。
- (3)関連専業の労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合との間 に専門委員会を設けて、精力的な協議を行い、出来る限り早期に方向付けを 行う。
- (4)四国地区の労使協議体制については、地区事情に対応した体制の確立を早急 に行う。又、三島川之江港の指定港化について、引き続き中央・地区一体と なって関係先に働きかける。
- (5)定年年齢は社会的情勢に照らし、2025年度までに65歳とする。
- 但し、その実施時期や具体的方法等詳細については、各企業労使の協議とす
- (6)四検査機関に係る夫々の指定事業体に関する共通課題について、検数・検定 小委員会での協議を促進する。
- (7)安全対策について
 - ①労働災害補償制度の標準について確立すべく中央安全専門委員会で協議を 行い、出来る限り早期に結論を得るよう努力する。
 - ②熱中症、落雷、海コン等に係る安全問題については引き続き中央安全専門 委員会で協議する。

以 上

ては 港湾団 $\vec{\odot}$ 干 五. 八八日に 回答が示されるなど、

当答を受け、 温に値 するとなった 話は労使で話しあって解決で 題でもなく、 金

谷委員長からは、 は譲れない 業側 着をつけていきたいとした。 協定書にサインし、 いてを除いて仮合意と 金 四月八日 働 会の場で結 方で確認し 禁法問題に ロのストラ 産別賃



東京都大田区蒲田 5 Ø 10 Ø 2 全日本港湾労 働組合機関紙 (毎月1日発行) -部20円 (組合員の購読料は) 発行責任者

[×]合意、

という

参加者からは、

労働委員会に斡

金の

るとの



全闘争分会の76%に有額回答 回答額平均3,601円

4月24日現在、全港湾の賃金闘争は全闘争分会の76%に有額回 答が示された。回答額平均を見ると、昨年よりわずかではあるが プラスとなっている。全港湾全体での解決は5月連休明けになる 見込み。

- 速報分会回答状況:142分会中125分会(88%)に有額回答が示さ れ、回答額平均は3,833円、率で1.26%となった。その内102分 会(82%)が妥結し、妥結額平均は3,913円となっている。昨 年の最終の回答額平均3,733円を100円、妥結額平均3,830円を 83円上回っている。
- **闘争分会の回答状況**:326分会中249分会(76%)に有額回答が示 され、回答額平均は3,601円、率で1.30%、昨年同時期と比べ て37円増となっている。その内193分会(78%)が妥結し、妥 結額平均は3,685円となっている。昨年の最終の回答額平均 3,479円を122円、妥結額平均3,556円を129円上回っている。
- 職種別の回答状況:港湾の回答額平均は3,857円(昨年同時期の 回答額3,822円を35円上回っている)、トラックの回答額平均は 2,473円 (昨年同時期の回答額2,393円を80円上回っている)、 一般の回答額平均は3,486円(昨年同時期の回答額3,516円を30 円下回っている)。

2018年 (平成30年) 4月5日





労供労働者の権利 五回労供労組協総会 か、誰が査定したのか等、 のである。また、分会として た交渉に取り組んで欲しいも 維持·拡

的に説明しなかった事は い。このような状態で団交を 定の中身を一切明らかにしな 行っても査定結果の報告会に

二〇一八年四月十二日、

側は今回の結果を真摯に受け 認めないということだ。会社 でずっと続いてきた中、裁判 よ、これまでのような団交は 所は画期的な判決を下したの 、。このような団交がこれま かならず、交渉にならな 会社の裁量はあるにせ る が な す

けの団交ではなく誠意をもっ 止め、これまでのような形だ

覆ることはないと確信す あとのようだが、この結果 結果が確定するのはもう少 は全力でたたかっていきま さ所は主張し、行動すると で以上に団結し、主張する この結果に安堵せず、これ 四月十五日現在、最終的 かいない小さな分会だがメン ができた。今はまだ十三名し 生、全国の仲間からの激励を た。全港湾本部や弁護士の先 乗り越えられる事を確信し 立ち向かえばどんな難題でも バーを増やし、力をつけスム 受けここまでやって来ること

持ちをひとつにし、会社に つだろう。また、団結して 今後の組合活動に大いに役 を学んだ。この経験や知識 沖縄セメント分会は多くの 一回の裁判を通してわれわ

張っていく。

(沖縄セメント工業分会

副分会長 志慶真元一)

- ズな運動ができるように頑

によって、二〇一八年問題と 労働契約法や派遣法の改悪

し、労供労働者の拡大と事業 遣はダメ」を合言葉に、これ ります。労供労組協は、「派 からも労働者派遣法に反対 件として闘っている実態があ されることなく、個々人が公 問題でありながら、そのほと 呼ばれる派遣社員を雇い止め 的労働相談コーナーへ個別案 まっています。本来は、この んどは集団的労使関係で処理 する「派遣切り」がすでに始

方針を確認しました。ま 57き続き、議長に真島書記 役員選出では、全港湾か 事務局次長に諸見事務局 広めていく方針に立って、運 がら、労働者供給事業を更に の拡充、強化・発展を図りな 合が先頭に立って解決すべき ような問題に対して、労働組

勝重)

国を相手に命令の取り消しを を議題とする団交の申し入れ 求めた控訴の控訴審判決であ る中労委の決定を不服として 京高裁にて判決が言い渡され 員に人事考課の査定根拠を具 る。裁判所は、人事考課制度 を棄却する」であった。 た。判決は「主文、本件控訴 工業分会と、団体交渉を命ず 対し「合理的理由のない回 この事件は、沖縄セメント きてしまうことだ。会社側は の争いで組合側が勝利する事 経緯でこの査定になったの 裁量権を盾にし、どのような 社のさじ加減で自由に評価で 点がある。それは、個々を会 だが、この制度には大きな欠 は難しいとの声も聞かれた。 わざるを得ない」とした。 いて人事考課制度や査定制度 は導入されている。裁判にお 「不十分なものであったと言 多くの会社で人事考課制度

見交換を行いました。 保険の運用の厳格化による労 り組みの総括を行うととも 働組合の存在を無視するよう けました。また、日雇い雇用 働組合の労供事業の報告を受 ける労供事業の可能性等に意 いる実態報告や公務労働にお な行政指導が押し付けられて に、全港湾を始めとした各労 、労供労組協)の一年間の取 ħ

保険適用の改善要求を主に、 労供労組における社会労働 拡大と労供労組協の強化発 日雇雇用保険と特例健康 労供労働者の権利の維持 一〇一八年度活動方針とし 活 て手 していかなければなりませ 念を持った労供労組協を継 重要な役割を果たす基本的 **健全にするために、きわめ** の民主化をはかり、各業界 る労働者供給を排除し、 雇 者供給事業を強圧的支配に

すると欠落されており、一般 必要性を感じています。労 ているという部分がややも ける労働組合等にだけ許さ 前面に出され、第四五条に 第四四条の禁止の部分のみ 止されている」と職業安定 近年、「労働者供給事業は 及び介護家政職支部横山書 側者の方々にも周知してい 云が承認されました。 動を前進させていきます。

.